

大槌町コミュニティプレイス使用規程

平成 28 年 6 月 20 日町長決裁

(趣 旨)

第 1 条 大槌町コミュニティプレイスの施設使用については、この規程の定めるところによる。

(定 義)

第 2 条 この規程における施設は次のとおりとする。

- (1) コミュニティルーム
- (2) ミーティングルーム
- (3) 中庭スペース

2 前項各号の詳細については別表 1 のとおりとする。

(使用目的及び時間)

第 3 条 施設は、次に掲げるものに使用し、その使用時間は原則午前 9 時から午後 5 時までとする。
なお毎週月曜日及び盆休み期間中（8 月 13～15 日）、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は閉館とする。

- (1) 町民の相互扶助や親睦を図るための活動
- (2) 復興に関する情報交流や地域の交流活動
- (3) 公益性のある活動等

(使用申込み及び使用許可)

第 4 条 施設の使用申込みは、先着順に施設管理者が受付し許可をする。

- 2 施設の使用を申込み者（以下「申込者」という。）は、施設を使用することについて、別表 2 の使用申請書を施設管理者に提出するものとし、予約は使用日の 2 か月前から申込みことができる。
- 3 申込者は、別表 2 を提出した後、使用を辞退する場合には、原則として利用日の 1 週間前までに施設管理者に報告しなければならない。

(使用不許可)

第 5 条 施設使用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を拒否し、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められたとき
- (2) 営利を目的とする使用であると認められたとき
- (3) 施設の管理上支障があると認められたとき
- (4) 政治的及び宗教的活動に関する使用であると認められたとき
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不正行為を行う恐れがある組織の利益になると認められたとき
- (6) 災害その他の事故により施設の使用ができなくなったとき

2 次の各号のいずれかが判明した場合は、以後の使用を許可しない。

- (1) 実際の使用目的が前項のいずれかに該当、又は使用目的に明らかに異なる使用と判明した

場合

- (2) 許可条件に違反した使用が判明した場合
- (3) 使用上の注意事項に違反した使用が判明した場合
- (4) 周辺住民等から違法駐車場等の苦情が寄せられた場合
- (5) 正当な理由なく、使用日の直前又は予告なしに使用を取りやめた場合

(使用料)

第6条 施設の使用料は、全施設を無料とする。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、施設の使用を終了したときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第8条 使用者は、故意又は過失により施設を汚損し、若しくは損傷し、又は備品を紛失したときには、直ちにこれを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、施設管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

(事故及び責任)

第9条 施設使用時の事故は、管理上の瑕疵がない限り使用者の責任とする。

(安全管理)

第10条 施設を使用中の事故、災害における避難誘導等は、使用者の責任において対処するものとする。

(遵守事項)

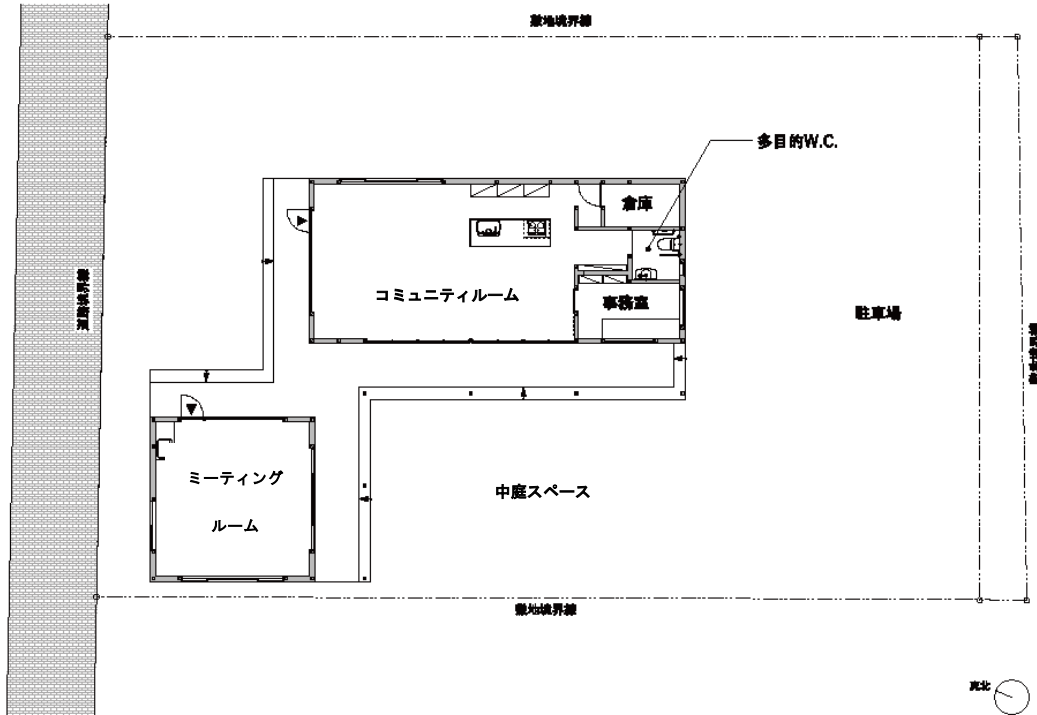
第11条 施設の利用者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する事柄、行為をしてはならない。

- (1) 許可された目的又は日時以外の使用
- (2) 許可された施設、器具又は備品以外の使用
- (3) 許可のない模様替え又は物品の持ち込み
- (4) 施設の破壊、滅失又は汚損
- (5) 指定場所以外での喫煙
- (6) 指定場所以外への掲示

(損害の弁償)

第12条 施設利用者は、施設又は備品等に損害を与えた場合は、施設管理者に速やかに報告し損害を弁償する等、その取扱いについて施設管理者の指示を受けるものとする。

【別表 1】



【別表 2】

大槌町コミュニティプレイス貸し館申請書

コミュニティプレイス貸し館規約同意書

おおつちコミュニティプレイス事務局 様

私は、大槌町コミュニティプレイス使用規程に同意して、以下のとおり使用を申し込みます。

申請日	平成 年 月 日 曜日
利用日時	平成 年 月 日 (曜日) ~ 月 日 (曜日) (午前・午後) 時 分 ~ (午前・午後) 時 分
利用人数	名
利用場所 (☑を付けて下さい)	<input type="checkbox"/> ミーティングルーム (小さな棟) <input type="checkbox"/> 中庭スペース <input type="checkbox"/> コミュニティルーム (大きな棟) <input type="checkbox"/> キッチン <input type="checkbox"/> キッズスペース
利用目的	<input type="checkbox"/> 学習 <input type="checkbox"/> サークル活動 <input type="checkbox"/> 団体や自治会の会合 <input type="checkbox"/> サロン活動 <input type="checkbox"/> 交流会 <input type="checkbox"/> 食事会 <input type="checkbox"/> 上映会 <input type="checkbox"/> 展示会 <input type="checkbox"/> イベント <input type="checkbox"/> その他
貸出備品 (一覧より記入)	
鍵の貸出 返却	無・有 貸出: 平成 年 月 日 (曜日) 時 分 返却: 平成 年 月 日 (曜日) 時 分
申込み団体名	
住所	
利用責任者名	
連絡先 (電話番号)	※連絡が取れる番号

管理者記入欄

受付日:	受付担当者:	利用の際は必ず事前に FAX、メールまたはご持参ください。 〒028-1112 岩手県上閉伊郡大槌町大町 13-3 TEL: 0193-65-6870 FAX: 0193-65-6871 Email: info@otsuchi.jp
------	--------	---

備品貸し出し一覧

椅子 42脚、テーブル (4人用 (W1500×D750) 4台、2人用 (W750×D750) 2台)、
テーブル (2人用 (W1200×D600) 4台、2人用 (W600×D700) 2台)、
ホワイトボード 3台、談話室用ハイテーブル (移動不可)、ハイチェア 7脚、プロジェクター、
オーブン、冷蔵庫、食器

各項目をご確認のうえ☑を記入してください

□利用目的

コミュニティルーム…イベント、教室等
ミーティングルーム…会議、研修、打ち合わせ、サークル活動等

□貸し館日

開館日: 火曜日～日曜日
休館日: 毎週月曜日、お盆期間中 (8月13～15日)、年末年始 (12月29日～1月3日)

□ご利用可能時間

通常利用時間 9:00～17:00
※通常利用時間帯以外の時間を利用希望する場合はご相談ください

□ご予約・キャンセル

予約は電話、FAX、メールから予約可能です
予約受付時間 9:00～17:00 (休館日を除く)
※メール予約の場合受付完了の返信が無い場合は事務局までお問合せ下さい
仮予約…2カ月前から
本予約…1カ月前～前日まで※前日の通常利用時間帯以外の利用にはご相談ください
キャンセル…1週間前までに事務局にご連絡ください

□ご利用可能スペース※館内は土足厳禁です

・コミュニティルーム (大)
・ミーティングルーム (小)

□設備・機器等の弁償

・故意又は過失によりコミュニティプレイスの建物 (設備を含む) もしくは備品等に障害 (破損、汚損など) を生じたときは、施設管理者に速やかに報告し、損害賠償するなど、その取扱いについて施設管理者の指示を受けるものとします

□掃除

・ゴミは責任を持ってお持ち帰りください
・清掃は戸締りチェックシートに沿って行ってください

□戸締り

・使用したテーブルや椅子等備品は元通りにしてください
・お帰りの際は、窓に鍵がかかっていることを確認し、ブラインドを閉めてください

□退館時

・戸締りチェックシートにご記入、ご確認の上、事務局に提出してください

以上の事項を厳守することと同意します

平成 年 月 日
団体名 _____ 使用責任者名 _____ 印

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 20 日から施行する。